

様式第8号

毎月勤労統計調査地方調査票

<p>1 おもな事業の内容は何ですか。 〔おもしろいとは総収入の最も多いものです。〕</p> <p>.....</p> <p>2 調査期間はいつからいつまででしたか。 〔前月の最終給与締切日の翌日から半月の最終給与締切日までの1ヶ月間です。〕</p> <p>..... 月 日から 月 日まで</p>	<p>3 調査期間中の休業日数は何日でしたか。 〔大多數の労働者が出勤した日のことです。〕</p> <p style="text-align: right;">..... 日</p> <p>4 企業の本雇用労働者数は何人ですか。該当の番号を○で囲んで下さい。〔自企業(同一会社)に属する事業所のすべてに雇用される常用労働者数です。〕</p> <p>(1) 1,000人以上 (4) 100人 - 299人 (2) 500人 - 999人 (5) 30人 - 99人 (3) 300人 - 499人</p>
--	--

指定統計
第7号

昭和 年 月 月分

労働大臣官房労働統計調査部

事業所番号		産業分類番号			抽出率 番号	事業所 規模番号	企業規 模番号
府県番号	一 連 番 号	大	中	小			

常用労働者に関する事項 〔常用労働者とは、期間をきめて、あるいは1ヶ月をこえる期間をきめて雇われている者および臨時または日雇労働者で、前2箇月の各月にそれぞれ18日以上、自事業所に雇われた者をいいます。〕

労働者の性別	5 労働者数	6 出勤日数				7 実労働時間数(休憩時間は含まないで下さい。)				8 現金給与額 (税込額です。)							
		(1) 前調査期間の末日に何人でしたか。	(2) 採用、転勤等による増加は何人でしたか。	(3) 解雇、退職、転勤等による減少は何人でしたか。	(4) 本調査期間の末日に何人でしたか。	(1) 所定内労働時間の合計は延何時間でしたか。〔有給休暇は含まないで下さい。時間でも出勤した日は1日に数えて下さい。〕	(2) 所定外労働時間の合計は延何時間でしたか。	(1) きまって支給する給与の総額はいくらでしたか。 〔労働協約、就業規則等に支給条件、算定方法等が定められている給与です。〕	(2) 特別に支払われた給与の総額はいくらでしたか。 〔賞、事等の賞与およびあらかじの支給することがきまっていないう給与です。〕	(3) 左の特別に支払われた給与の名称および名称別金額を記入して下さい。							
男	1	千	百	十	人	千	百	十	分	千	百	十	円	①賞与			
女	3													②その他(名称別に金額を記入して下さい。)			
計	9																

日雇労働者等に関する事項

〔日雇労働者とは、日雇われる者あるいは1箇月以内の期間をきめて雇われる者をいいます。前2箇月の各月にそれぞれ18日以上自事業所に雇われた者は除きます。〕

<p>9 調査期間中の雇入員は何人でしたか。 〔毎日の入数の合計です。〕</p> <p>千 人 百 十 円</p>	<p>10 左欄に記入した者に対する現金給与の総額はいくらでしたか。</p> <p>千 百 十 円</p>
---	---

<p>11 前月の調査票の数字から合計欄の数字を転記して下さい。</p> <p>千 人 百 十 円 千 百 十 円</p>	<p>12 調査期間中に下記のことがあった場合は該当事項の数字を○で囲み、できるだけ余白等にその内容の概略を記入して下さい。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>(1) 定期昇給</td> <td>(6) 臨時工の増加</td> </tr> <tr> <td>(2) ベースアップ(定期昇給以外の一時昇給を含む。)</td> <td>(7) 臨時工の減少</td> </tr> <tr> <td>(3) 初任給など特定労働者だけの給与の引上げ</td> <td>(8) 労働争議</td> </tr> <tr> <td>(4) 給与の引下げ</td> <td>(9) おもな事業の内容の変更</td> </tr> <tr> <td>(5) その他給与体系の変更</td> <td>(10) 給与締切日の変更</td> </tr> </table>	(1) 定期昇給	(6) 臨時工の増加	(2) ベースアップ(定期昇給以外の一時昇給を含む。)	(7) 臨時工の減少	(3) 初任給など特定労働者だけの給与の引上げ	(8) 労働争議	(4) 給与の引下げ	(9) おもな事業の内容の変更	(5) その他給与体系の変更	(10) 給与締切日の変更
(1) 定期昇給	(6) 臨時工の増加										
(2) ベースアップ(定期昇給以外の一時昇給を含む。)	(7) 臨時工の減少										
(3) 初任給など特定労働者だけの給与の引上げ	(8) 労働争議										
(4) 給与の引下げ	(9) おもな事業の内容の変更										
(5) その他給与体系の変更	(10) 給与締切日の変更										
<p>13 5欄から8欄までの数字と11欄の数字との間に異しい点がある場合は、その理由を下記に記入して下さい。</p>	<p>※印欄は記入しないで下さい。</p>										

記入担当者印	
事業主印	
調査票提出月日	
月 日	

この調査票はその月分を翌月の10日までに都道府県庁の統計主管課に提出して下さい。